学校法人文化学園 情報システム運用基本方針

(情報システムの目的)

第1条 学校法人文化学園(以下「学園」という。)情報システムは、学園の理念と使命の実現のための、学園のすべての教育及び研究活動並びに運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、学園情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別 途定める情報システム運用基本規程(以下「基本規程」という。)により、優れた秩序と安全性をも って安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

(利用者の義務)

第3条 学園情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び基本規程に沿って利用し、別途定める規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用制限及び罰則は、諸規程に定めるところによる。

(改廃)

第5条 本方針の改廃は、所管部署に諮り、理事長が定める。

附則

本方針は、平成30年6月1日から施行する。